

名古屋市青少年交流プラザの施設使用許可基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）により設置された名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の施設使用の許可基準について必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設使用を許可しない。

(1) 営利事業

施設の使用それ自体が営利事業の援助となる場合、すなわち、営利法人・私塾等（以下「営利法人等」という。）が営利事業の本来的活動である販売・宣伝・事業等を行うために利用する場合。

ただし、営利法人等が勤労者福祉、職業能力開発、社会貢献のための事業に使用する場合、及び市民の学習成果の発表として実施される場合については、使用を許可する。

(2) 政党等の利用

政党等の利用の目的及び内容が特定の政党の利害にのみ関するものであって、政党等の資金集め、政党等の広報紙の拡販などプラザとしての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合。

(3) 宗教団体の利用

特定の教派、宗教若しくは教団にのみ関するものであって、寄付金集め、機関紙の拡販などプラザとしての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合。

(4) 暴力団の利用

名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第7条の規定による暴力団（「暴力団」とは、同条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められる場合。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。